

三朝町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 擁壁 住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。
- (2) ブロック塀 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (3) 対象建物等 住宅、建築物、擁壁若しくはブロック塀をいう。
- (4) 耐震診断 国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第1号イ及びロ又は第2号イ及びロに定める耐震診断をいい、別表第3第1欄(1)、(2)及び(5)に掲げるものとする。
- (5) 改修設計 国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第1号ハ又は第2号ハ又は第3号イに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く。）をいう。
- (6) 耐震改修、建替又は除却 国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第3号から第6号までに定める耐震改修、建替若しくは除却又は第12号の安全確保に適合する耐震改修、建替若しくは除却をいう。
- (7) 耐震改修等 耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。
- (8) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第12号に定める書類をいう。
- (9) 木造住宅の耐震診断と補強方法 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。
- (10) 指針 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（別添））をいう。
- (11) 要緊急安全確認大規模建築物 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日国住街第223号、国住市第156号。以下「緊急要綱」という。）第3第1項で交付対象となる建築物をいう。
- (12) 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）をいう。
- (13) 防災拠点建築物 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する建築物（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）をいう。
- (14) 緊急輸送道路沿道建築物 緊急要綱第3第6項で交付対象となる住宅及び建築物をいう。
- (15) 避難路沿道等建築物 緊急要綱第3第7項で交付対象となる住宅及び建築物をいう。
- (16) 避難所等 緊急要綱第3第5項で交付対象となる建築物をいう。
- (17) 特定天井 国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第6号で交付対象となる天井をいう。

- (18) 居室単位耐震改修 特定の居室部分に限定した耐震性能を確保するための耐震改修で、鳥取県生活環境部長が別に定める基準に適合するものをいう。
- (19) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限る）で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。
- (20) 耐震ベッド 就寝中の安全を確保するため、金属製フレーム等で上部を覆ったベッドで、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。
- (21) 非構造部材 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。
- (22) 省エネ改修等 国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第13号ハ又はニに定める改修若しくは建替、又は緊促要綱第3第14項で交付対象となる改修若しくは建替、又は国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(20)-3. 第3号、第4号に定める改修若しくは建替をいう。
- (23) 省エネ基準 国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(20)-2. 第2項第6号に定める省エネ基準。
- (24) ZEH水準 国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(20)-2. 第2項第7号に定めるZEH基準。
- (25) 高齢者 交付決定を受けた年度の3月31日時点で満65歳以上の者。
- (26) 障がい者 次のいずれかに該当する者。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害のある者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までであるもの。
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含む。）で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級又は2級であるもの。
- ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者で、その障害の程度が重度又は中度であるもの。
- (27) 要介護者 介護保険法（平成9年法律第23号）第7条第3項に規定する要介護者。
- (28) 避難行動要支援者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者で、町が作成する避難行動要支援者名簿に登録されているものをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、三朝町耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物、擁壁（住宅又は建築物に付属するものに限る。以下同じ。）及びブロック塀の耐震診断及び耐震改修並びに住宅・建築物の建替及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(対象住宅等)

第4条 本補助金の交付の対象となる住宅、建築物、擁壁及びブロック塀（以下「対象住宅等」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、擁壁及びブロック塀、耐震シェルター、耐震ベッド並びに屋根瓦耐震、耐風対策及び非構造部材耐震対策にあつては第1号の要件を除く。

- (1) 建築された時期がそれぞれ次に掲げるものであること。

ア 木造の住宅については平成12年5月31日以前に建築されたもの又はZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。以下「省

エネ壁量等基準」という。)に基づく耐震性能の検証(以下「ZEH壁量検証」という。)が必要なもの

イ 特定天井については平成26年3月31日以前に建築されたもの

ウ ア及びイ以外については昭和56年5月31日以前に建築されたもの

- (2) 本補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けているものでないこと。
- (3) 擁壁の場合にあっては、住宅又は建築物と併せて耐震改修等を実施する場合で、不特定の者が通行する道路に面したものであること。
- (4) 改修設計、耐震改修、建替、除却又は居室単位改修の場合にあっては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価されたものであること。(特定天井の改修設計、耐震改修又は除却の場合にあっては、耐震診断の結果、当該特定天井の脱落の危険性があると判断されたものであること。)
- (5) 耐震シェルターの設置の場合にあっては、高齢者、障がい者又は要介護者等若しくは避難行動要支援者が居住する住宅である場合を除き、昭和56年5月31日(木造建築物については平成12年5月31日)以前に建築されたもので、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価されたものであること。
- (6) 耐震ベッドの設置の場合にあっては、高齢者、障がい者又は要介護者若しくは避難行動要支援者が居住する住宅であること。
- (7) 屋根瓦耐風改修の場合にあっては、昭和46年建設省告示第109号に適合しない屋根であること。
- (8) 当該対象住宅等に係る耐震改修を行う場合にあっては、特定行政庁(建築基準法第2条35号に規定する特定行政庁をいう。)により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたものであること。
- (9) 屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策の場合にあっては、昭和56年6月1日(木造建築物については平成12年6月1日)以降に建築されたもの、又は昭和56年5月31日(木造建築物については平成12年5月31日)以前に建築されたもののうち、次に掲げるいずれかであること。
 - ア 耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの
 - イ 耐震改修を実施したもの
 - ウ 耐震改修工事を併せて行う住宅
 - エ 土葺き瓦屋根の住宅
- (10) ブロック塀耐震対策の場合にあっては、次のアからエまでに掲げるもの全てを満たす除却及びオを満たす改修であること。
 - ア 高さが0.6メートルを超えるもの
 - イ 不特定の者が通行する道路に面したもの
 - ウ 別表第1又は別表第2により安全対策が必要と判断されたもの
 - エ イ及びウの部分の全てのブロック塀について除却を行うもの
 - オ ブロック塀を除却した範囲に行う軽量のフェンス、生垣・木塀等への改修(エと併せて行うものに限る。)
- (11) 国及び地方公共団体が所有しているものでないこと。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、町内に存する対象住宅等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3の第2欄に掲げる対象建物等について同表の第1欄に掲げる事業（擁壁にあつては、住宅と併せて実施する場合に限る。以下「補助事業」という。）に要する経費（建替又は除却等の場合にあつては、耐震改修に要する費用相当分）とする。ただし、同表の第3欄に定める額（以下「補助対象経費限度額」という。）を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあつては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を補助対象経費から除く。

3 第1項に規定する補助対象経費について、仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金の額は、補助対象経費に別表第3の第4欄の割合（以下「補助率」という。）を乗じて得た額に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第8条 規則第5条の規定により、本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書を町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業（変更）計画書（様式第1号）

(2) 収支予算（決算）書（様式第2号）

3 補助事業者は、第1項の規定による申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、第6条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費（補助対象経費限度額を限度とする。）に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）を交付申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

(交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則とし30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 町長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合において、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第12条第1項の町長が別に定める変更は、補助対象経費の額の変更又は補助事業の完

了年月日の変更（当該年度において完了しない場合に限る。）以外の変更とする。

（実績報告書の時期等）

第11条 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に定める書類は、次に掲げるものとし、補助事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（1）収支予算（決算）書（様式第2号）

（2）事業報告書（様式第3号）

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年5月8日から施行し、平成26年度から適用する。

（震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の廃止）

2 震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成21年三朝町告示第19号）は、廃止する。

附 則（平成27年告示第9号）

この改正は、平成27年1月30日から施行する。

附 則（平成29年告示第14号）

この改正は、平成29年2月9日から施行する。

附 則（平成29年告示第63号）

この改正は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成30年告示第88号）

この改正は、平成30年11月13日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則（令和2年告示第13号）

この改正は、令和2年1月21日から施行する。

附 則（令和4年告示第33号）

この改正は、令和4年3月23日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業について適用する。

附 則（令和4年告示第94号）

この改正は、令和4年8月26日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業について適用する。

附 則（令和6年告示第29号）

この改正は、令和6年3月4日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業について適用する。

附 則（令和6年告示第54号）

この改正は、令和6年4月15日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表第1（第4条関係）

補強コンクリートブロック塀（鉄筋が入っているもの）の点検表

点検項目	点検内容 （「6. 傾き、ひび割れ」、「7. ぐらつき」については、 塀高さ0.6メートル以下の部分を除く）	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	2.2メートル以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	高さ2メートルを超える塀の場合は、15センチメートル以上	はい	いいえ
	高さ2メートル以下の塀の場合は、10センチメートル以上	はい	いいえ
3. 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦にそれぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9ミリメートル以上の鉄筋が縦横80センチメートル以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4. 控壁（高さが1.2メートルを超える塀の場合）	長さ3.4メートル以内ごとに径9ミリメートル以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出してある	はい	いいえ
5. 基礎	丈が35センチメートル以上で、根入れ深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1ミリメートル以上のひび割れがある	いいえ	はい
7. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8. その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です。		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6メートルを超えるもの	はい	いいえ

別表第2（第4条関係）

組積造の塀（鉄筋が入っていない補強コンクリートブロック塀を含む。）の点検表

点検項目	点検内容 （「5. 傾き、ひび割れ」、「6. ぐらつき」については、 塀高さ0.6メートル以下の部分を除く）	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	1.2メートル以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 10分の1以上ある	はい	いいえ
3. 控壁	長さ4メートル以内ごとに壁面からその部分におけ る壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さ が必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4. 基礎	根入れ深さが20センチメートル以上ある	はい	いいえ
5. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1ミリメートル以上のひ び割れがある	いいえ	はい
6. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7. その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等 の上にある	いいえ	はい
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です。		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6メートルを超えるもの	はい	いいえ

別表第3（第6条、第7条関係）

1 補助事業	2 対象建物等	3 補助対象経費限度額	4 補助率
(1) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する耐震診断（ZEH壁量検証を含み、その時点における最新の基準によって行われるものに限る。） ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの イ 指針第一に示すもの ウ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの エ アからウまでに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	一戸建ての住宅（擁壁を含む。以下同じ。）	1戸当たり、設計図書がある場合は108.9千円、設計図書がない場合は134.2千円	3分の2
	共同住宅又は長屋（擁壁を含む。以下同じ。）	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第1項第3号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
(2) 非木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する耐震診断（その時点における最新の基準によって行われるものに限る。） ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの イ 指針第一に示すもの ウ 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」「既存鉄骨鉄筋造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第二次診断法又は第三次診断法によるもの エ アからウまでに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	一戸建ての住宅	1戸当たり136千円（第二次診断法以上の診断法に限る）	3分の2
	共同住宅又は長屋	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第1項第3号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
(3) 木造住宅耐震改修 次のいずれかに該当する耐震改修（ウ及びエにあつては、イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの	木造の住宅	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第3項第3号に定める費用	23パーセント

	<p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I_wが1.0以上となるもの</p> <p>ウ 指針第二に示す耐震改修を行い、I_wが0.7以上となるもの</p> <p>エ 指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI_wの最小値が1.0以上となるもの</p> <p>オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p> <p>カ ZEH水準の木造住宅については、上記ア、イ又はオのいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの</p>			
(4) 非木造住宅耐震改修	<p>次のいずれかに該当する耐震改修</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I_sが0.6以上かつqが1.0以上となるもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	非木造の住宅	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第3項第3号に定める費用	23パーセント
(5) 建築物耐震対策	次のいずれかに該当する耐震診断（その時点における最新の基準によって行われるものに限る。）	通行障害既存耐震不適格建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの	防災拠点建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	イ 指針第一に示すもの	緊急輸送道路沿道等建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	ウ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの	避難路沿道等建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	エ 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」「既存鉄骨鉄筋造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第二次診断法又は第三次診断法によるもの	避難所等	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	オ アからエまでに掲げる耐震診断と	その他の建築	国要綱附属第Ⅲ編	3分の

同等以上の評価精度を有すると認められるもの	物	イ-16-(12)-①第2項第3号イ、ロ、ハに定める費用	2
当該設計により改修工事を行う耐震設計。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。	通行障害既存耐震不適格建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	要緊急安全確認大規模建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	防災拠点建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	緊急輸送道路沿道等建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	避難路沿道等建築物	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	避難所等	緊促要綱第3第2項第4号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
	その他の建築物	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第2項第3号イ、ロ、ハに定める費用	23パーセント
	次のいずれかに該当する耐震改修工事、建替工事又は除却工事（防災拠点建築物及び避難所等については除却工事を除く。） ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示すもの ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	要緊急安全確認大規模建築物	緊促要綱第3第1項第3号イ、ロ、ハに定める費用
防災拠点建築物		緊促要綱第3第1項第3号イ、ロ、ハに定める費用	15分の11
通行障害既存耐震不適格建築物		緊促要綱第3第1項第3号イ、ロ、ハに定める費用	15分の11
緊急輸送道路沿道等建築物		緊促要綱第3第1項第3号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2

		避難路沿道等建築物	緊促要綱第3第1項第3号イ、ロ、ハに定める費用	23パーセント
		避難所等	緊促要綱第3第1項第3号イ、ロ、ハに定める費用	3分の2
		その他の建築物	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第4項第2号(1)に定める費用	23パーセント
(6) 住宅耐震化総合支援（鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成17年10月13日付第2005000732号鳥取県生活環境部長通知）第4条第1項第2号又は第4号に該当する場合に限る。）	次のいずれかに該当し、当該設計により改修工事を行う耐震改修又は建替の設計 ア 建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの イ 本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うもの	住宅	1戸当たり320千円	2分の1
	次のいずれかに該当する耐震改修工事又は建替工事（ウ及びエにあつては、イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示す耐震改修を行い、木造住宅にあつてはIwが1.0以上、非木造住宅にあつてはIsが0.6以上かつqが1.0以上となるもの ウ 木造住宅にあつては、指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが0.7以上となるもの エ 木造住宅にあつては、指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のIwが1.0以上となるもの オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの カ ZEH水準の木造住宅については、上記ア、イ又はオのいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの	住宅	1戸当たり1,500千円	5分の4

(7) 住宅除却	次のいずれかに該当する住宅の除去 ア 建築士等による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの イ 「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除去における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日国住市第40号）」に示された方法による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの	住宅	1戸当たり3,643千円	23パーセント
(8) 居室単位耐震改修	県が別に定める基準に適合する、居室単位の耐震改修工事であること	住宅	1戸当たり1,250千円	5分の4
(9) 耐震シエルター設置	原則として1階部分に設置するもの	住宅	1戸当たり3,643千円	23パーセント
		現に高齢者、障がい者又は要介護者若しくは避難行動要支援者が居住する住宅	1戸当たり1,000千円	5分の4
(10) 耐震ベッド設置	原則として1階部分に設置するもの	現に高齢者、障がい者又は要介護者若しくは避難行動要支援者が居住する住宅	1戸当たり625千円	5分の4
(11) 屋根瓦耐震・耐風対策	耐震対策については、次のいずれかに該当するもの ア 屋根の軽量化又は屋根瓦の落下防止措置を行うもの（屋根瓦にあっては、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）」に基づいて施工するものに限る。） イ アに掲げる耐震対策と同等以上に安全性を向上させると認められるもの ウ 金属葺きは、建築基準法に規定する	住宅	1戸当たり900千円	3分の1

	耐風性能を有すること			
	屋根瓦の耐風診断を行うもの		国要綱附属第Ⅲ編 イ-16-(12)-①第11 項第1号ロに定め る費用	3分の 2
	次のいずれかに該当する耐風改修 ア 「瓦屋根標準設計・施工ガイドライ ン（社団法人全日本瓦工事業連盟他発 行）」に基づいて施工するものに限る。 ただし、上記耐震対策と同等以上に安 全性を向上させると認められるもの を含む イ 金属葺きは、建築基準法に規定する 耐風性能を有すること		国要綱附属第Ⅲ編 イ-16-(12)-①第11 項第2号ロに定め る費用	23パー セント
(12) 特定天 井耐震対策	次のいずれかに該当する耐震改修又は 除却 ア 建築基準法施行令第39条の規定に 適合するように行われるもの イ アに掲げる耐震改修と同等以上に 安全性を向上させると認められるも の	避難所等	国要綱附属第Ⅲ編 イ-16-(12)-①第6 項に定める費用	3分の 1
		避難所等以外 の建築物	国要綱附属第Ⅲ編 イ-16-(12)-①第6 項に定める費用	23パー セント
(13) 非構造 部材耐震対 策（住宅に ついては照 明設備を除 く。）	次のいずれかに該当する耐震対策工事 ア 建築基準法施行令第39条の規定に 適合するように行われるもの イ アに掲げる耐震改修と同等以上に 安全性を向上させると認められるも の	避難所等	1棟当たり27,000 千円	3分の 1
		一戸建て住宅	1戸当たり1,304千 円	23パー セント
		避難所等及び 一戸建て住宅 以外の建築物	1棟当たり26,086 千円	23パー セント
(14) ブロッ ク塀等耐震 対策	除却		1メートル当たり 18千円（225千円を 限度とする。）	3分の 2
		併せて基礎を 撤去する場合	1メートル当たり 36千円（450千円を 限度とする。）	3分の 2
	ブロック塀を除却した範囲に行う軽量 なフェンス・生垣・木塀等への改修		1メートル当たり 25千円（300千円を 限度とする。）	3分の 1
(15) 省エネ 改修等	次のいずれかに該当する省エネ改修等 工事	一戸建ての住 宅	省エネ基準の場合 1戸当たり750千円	5分の 2

ア 昭和56年6月1日（木造住宅については平成12年6月1日）以降に建築されたもの		ZEH水準の場合1戸当たり875千円	5分の4
イ 昭和56年5月31日（木造住宅については平成12年5月31日）以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの	共同住宅又は長屋	省エネ基準の場合1戸当たり750千円	5分の2
ウ 耐震改修を実施したもの		ZEH水準の場合1戸当たり875千円	5分の4
エ 本要綱に基づく耐震改修又は建替えと併せて省エネ改修等を行うもの	建築物	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(20)第4項に定める費用	23パーセント
<p>1 表中においてIwとは指針第一第1号に掲げる構造耐震指標のことをいい、改修前、改修後のIwとは各階の張り間及び桁行方向のIwのうちの最小値とする。</p> <p>2 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）により診断する場合、Iwを「評点」と読み替えるものとする。</p> <p>3 その他指針第一第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあつては、Iwは当該指標によることができる。</p> <p>4 表中においてIsとは指針第一第2号に掲げる構造耐震指標のことをいい、改修前、改修後のIsとは各階の張り間及び桁行方向のIsのうちの最小値とする。</p> <p>5 指針第一第2号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあつては、Isは当該指標によることができる。</p> <p>6 住宅及び建築物に付随する擁壁又はブロック塀については改修（撤去又は再設置を含む。）後に表中(3)ア若しくはオ又は表中(4)ア若しくはウの基準に合致するものを対象とし、当該改修費用は住宅・建築物の改修費用に含めて補助対象経費を算定する。</p>			

様式第1号（第8条関係）

年度三朝町震災に強いまちづくり促進事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

（単位：千円）

事業区分	対象区分	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
合 計				

（注）（1） 事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、住宅耐震化総合支援、建替、除却、耐震シェルター設置、ブロック塀耐震対策、屋根瓦耐震・耐風対策又は非構造部材耐震対策、省エネ改修等の別を記載すること。

（2） 対象区分の欄には、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（マンション）、建築物、要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等、特定天井又はブロック塀の別を記載すること。なお、住宅の場合は木造又は非木造の別を併せて記載すること。

（3） 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（ ）書すること。

（4） 備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断）、設計図書の有無、多雪区域の内外等を記載すること。

3 事業開始（予定）年月日

4 事業完了（予定）年月日

※耐震改修、建替又は除却を行う場合（一戸建て住宅を除く）に限り複数年度の事業計画とすることができる。

添付書類（対象施設が特定されている場合）

1 事業区分が改修設計、耐震改修、建替又は除却の場合にあつては、耐震診断の結果のわかる書類を添付すること。

2 消費税仕入控除税額の内容がわかるもの（個人申請者は不要）

3 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※ 過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※ 今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第2号（第8条、第11条関係）

収支予算（決算）書

収入の部

区 分	予 算（決 算）額	備 考
補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

支出の部

区 分	予 算（決 算）額	備 考
	円	
	円	
合 計	円	

年度三朝町震災に強いまちづくり促進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

建物名称	事業区分	対象区分	補助対象経費 (円)	補助金 (円)	備考
合計					

(注) (1) 事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、住宅耐震化総合支援、建替、除却、耐震シェルター設置、ブロック塀耐震対策、屋根瓦耐震・耐風対策又は非構造部材耐震対策、省エネ改修等の別を記載すること。

(2) 対象区分の欄には、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(マンション)、建築物、要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等、特定天井又はブロック塀の別を記載すること。なお、住宅の場合は木造又は非木造の別を併せて記載すること。

(3) 備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断）、設計図書の有無、多雪区域の内外等を記載すること。

3 事業開始年月日

4 事業完了年月日

添付書類

1 耐震診断にあつては、平成18年9月15日付国住指第1385号国土交通省住宅局建築指導課長通知に定めるところにより耐震診断を行った者が作成した耐震診断結果報告書、耐震結果概要書等の写し

2 耐震改修にあつては、改修後の耐震性能について記載された書類の写し

3 消費税仕入控除税額の内容がわかるもの（個人申請者は不要）

4 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※ 過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※ 今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。